

京都市告示第 493 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 27 年 1 月 8 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期 間
京都市立楽只浴場及び京都市立養正浴場	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町 1 1 9 番地の 1 都総合管理株式会社	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
京都市立錦林浴場及び京都市立三条浴場	同 上	同 上
京都市立壬生浴場及び京都市立久世浴場	京都市南区吉祥院砂ノ町 4 5 番地 明日香・京都保全管理共同企業体	同 上
京都市立崇仁第一浴場，京都市立崇仁第二浴場及び京都市立崇仁第三浴場	京都市上京区堀川通中立売上る福大明神町 1 1 9 番地の 1 都総合管理株式会社	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（京都市立崇仁第一浴場にあつては，平成 28 年 3 月 31 日）まで

京都市立辰巳浴場及び京都市立改進浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東入 塩屋町60番地の2 株式会社ワン・ワールド	平成27年4 月1日から平 成31年3月 31日まで
--------------------	---	-------------------------------------

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)